

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河内長野市長 西野 修平

市町村名 (市町村コード)	河内長野市 (272167)	
地域名 (地域内農業集落名)	高向地区 (向浦、北峰西、北峰東、上西浦、上東浦、中村東、中村西、下村上、下村中、下村下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心市街地の南西側に隣接し、石川をはさんで集団農地を形成している高向・高木地域と山間部にあって比較的水利の便も良い日野地域からなり、水稻を主体とした生産が行われている。

当地区では、高齢化(70歳以上が66%)と後継者不足(後継者未定が77%)により耕作放棄地が増加しているとともに、水路の老朽化に加え、水利組合員が減少している。

また、地域の任意団体が作業代行等により、遊休農地の未然防止に大きく寄与しているが、活動継続のため、新規メンバーの受入れが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内農地の集約・整備による良好な営農環境の保全や、遊休化させないための適切な農地利用の調整を行う。また、水稻栽培による農地保全を図りつつ、高収益農業の実現に向け、野菜・果樹栽培農家の規模拡大を推進するとともに、外部からの受入れも含め、地域の担い手確保・育成等の方策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例第18条に基づき指定された農空間保全地域(生産緑地を除く)内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
主に認定農業者や新規就農者の耕作面積の拡大を促進し、担い手への農地集積を図る。また、集落営農、協業化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借の制度を周知し、農地貸借が発生した際は、地権者の意向にも配慮しつつ、原則として農地バンクに貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
景観に配慮しながらも、必要に応じて、農道や水路の改修を進め、農作業の効率化と営農環境の改善に努めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業の技術・知識の習得への支援を図るとともに、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援を行う。また、就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託の活用についても検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩道の駅を活用した地産地消の推進、交流型農業の展開、農商工の連携を図る。
 国・府の制度や他地区の取組みなどの勉強会を実施する。
 今後も、地域での話し合いを継続する。